

規制改革会議 重点事項推進委員会
福祉・保育・介護分野 公開討論後記者会見録

日時:平成 20 年 6 月 6 日 (金) 11:38~12:05

場所:永田町合同庁舎 1 階 共用第 2 会議室

○木場委員 今日はお忙しい中ありがとうございます。公開討論の後の記者会見を行いたいと思います。まず、配付資料でございますが 4 種類、資料 1～3 までと参考資料がお手元でございますでしょうか。御確認ください。

それでは、始めます。本日の公開討論では、まず厚生労働省より、お配りした少子化対策特別部会の基本的な考え方についての説明がまずございまして、それに対します当会議の見解を主査より説明し、たった今まで意見交換が行われていた次第でございます。ほとんどの方が、公開討論を傍聴して下さったと思うのですが、簡単に主査から討論の概要を説明いただきます。よろしく願いいたします。

○白石主査 まず冒頭に大谷局長の方から、現在、国会でも保育についていろんな議論が起こってきているという状況報告をいただき、その中で特に野党は規制改革について慎重姿勢を崩していない。一方で、総理の御関心は高いというお話をいただきました。また、当会議以外の経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などでも、この保育について議論がいろいろ起こってきている、ホットな話題であるという共通認識から入ったわけでございます。

皆さん傍聴されてお聞きいただいていると思うのですが、結果としてお互いの意見は相変わらず平行線でございます。少子化対策特別部会の中で、当会議の主張と非常に沿ったものもあれば、踏み込み不足という点も多々あり、そこについて当会議の意見を申し上げながら、先方の具体的な説明をお聞きしたわけですが、残念ながらまだ検討中とか、予算が確保されない限りはだめだとか、今はそういう環境にはないという回答ばかりで結論は得られなかったと、これは皆さんのお持ちになった感想とほぼ同じだと思います。

1 番の論点が、当会議がずっと申し上げてきた直接契約、直接補助ということですがけれども、先方の懸念としては、保育所というものは単に子どもを預かるだけではなく、保護者の子育て支援とか、地域での子育て環境の整備とか、いろんな機能を持つものなので、単に市場化するとまずいことが起こるのではないか。質の低下が起こるのではないかということが、どうも根底に見え隠れするのです。当会議は、1 番大事なこととしては、女性の就業率の上昇と、今、本当に多いと言われている、保育園を待ってらっしゃるお子さんたちに保育サービスを提供するために、まず量を増やしていく。量を増やして行って、同時に質の底上げをやるということを一挙にできるような構造改革と言いますか、改革をずっ

と主張してまいったわけですが、そこは議論の一致を見ませんでした。少子化対策特別部会の中でも、「新しい保育メカニズム」という文言が書かれているわけですが、それについての具体的な検討はこれからということです。このままでは、子どもの数がますます減り、子どもを産む対象の女性も減っていく中で、議論が始まった段階ではほとんど手遅れという状況になってしまうのではないかと危惧しております。

もう1つは、「保育に欠ける」というテーマですが、これについても明確に今後どうしていくという結論は得られませんでした。有富委員の方からも、もう60年以上も前の時代の法律と、現代の社会状況が全く変わってきているのに、厚生労働省側と当会議のともと立脚している土俵が違うのではないかという厳しい御意見もあったところでございます。

保育サービスの量的拡大と質の維持というところで、当会議からはもうお聞きいただいたとおり、今ある財源の中で、どれだけ効果を最大限にするのか。もう少し使い途、補助金の流れ方と利用者負担も含めて考えていただいた方が、今、限定されている対象者をより拡大することができるのではないかと申し上げたわけですが、報道されている悲惨な事故の一端を挙げられて、やはり事後的な規制ということではすべて悪質な業者を排除できないという御懸念を大谷局長は持っていらっしゃるという印象を受けました。

以上、ただ今、申し上げたのが、本日の公開討論のポイントでございますが、早速具体的に御質問をお受けしようと思っております。

○木場委員 それでは、これより質疑応答に入ります。どうぞ挙手をお願いいたします。

○記者 ちょっと議論がかみ合っていないところで、会議としてのお考えを聞きたい点があるんですけれども、直接補助方式のところ、局長さんがおっしゃっておられたのは、公としては直接補助方式で母子家庭も裕福な共働きの家庭も、払うお金は一緒になるけれども、公としては母子家庭の方を入りたい。実際、今、措置制度であれば母子家庭の方を優先されると思うんですけれども、これを直接補助方式でやった時に、選び方によっては、ひょっとしたら裕福な共働きが入るかもしれないということはあると思うんですが、そういう問題は会議としてはどのように解消されるお考えなのかお聞きしたいと思っております。

○白石主査 やり方次第だと思います。今、多くの自治体が公立保育園の民営化、社会福祉法人化したり、民間参入を進めていこうという中で、地域の中に、1つ公立の拠点を残して、そこがほかの民間保育園などを支援していこう。地域で低所得の人たちや障害を抱えるお子さんとか、特別なニーズを持った人たちを預かっていこう。民間の保育園で、そういう人たちを預かるのであれば、そこを支援していこうという動きも出てきていると思

うのです。ですから、直接契約によってもすべて民間に置き換えるのではなく、公立を拠点として重点化して1つ残すという考え方もありますし、財源の配分を今までのように施設に出して、役所が優先順位を決めるのではなく、例えば生活保護世帯の人たちには2倍のバウチャーを出しますと、障害児の人たちについては2.5倍のバウチャーを出しますので、この補助金でもう1人追加補助要員を雇ってくださいという考え方もあると思います。そこは補助金の差を付けるということとか、公立を1つ支援機能として残すということでも代替できるのではないかと思います。

鈴木専門委員、いかがですか。

○鈴木専門委員　そうですね。まさにおっしゃるとおりで、直接補助方式というのが所得再分配とか弱者対策というものを排除するというのは全く事実と違って、むしろ逆なのです。直接補助という公的な意図を入れることができますので、母子家庭とか弱者に対して手厚い支援が直接補助方式ではできるというのがポイントなのです。いろいろな諸外国でバウチャーなどを採用していますけれども、よく調べていただくと、ほとんどの場合は低所得者対策や、マイノリティー対策として入れていることがわかつています。つまり、黒人とか、母子家庭とか、生活保護にかかるような貧困家庭に対してバウチャーを入れるというやり方をしていますので、バウチャーや直接補助という考え方は、実は弱者対策という発想から始まっている。日本では、なぜかそれが弱者排除ということで取り上げられていますけれども、むしろ逆なのです。

もう1つ、弱者、母子家庭に対する対策としては、現状の方がむしろまずいというか不十分であるということが言えると思うのです。つまり、先ほど母子家庭については措置の場合は優先されるというお話でしたが、これは事実と違って、生活保護を受けている母子家庭の場合は、「保育に欠ける」要件というのがありますので、むしろ排除されやすい状況にあるのです。これは、特別児童扶養手当が廃止されるという話があり、今はその話は止まっておりますけれども、その代わりとして、厚生労働省は、生活保護にかかっていたり、生活保護にかかりそうな要保護者層に対して、就労支援策として、保育所に入りやすくするような支援をするとずっと言っていたのです。ところが、そういう母子家庭、特に小さなお子さんのいる母子家庭は、昼間勤めるのはなかなか難しく、短時間の就労を掛け持ちするということになります。「保育に欠ける」要件というのは昼間就労を常態としなければいけないというルールになっていますので、短時間労働を掛け持ちするような場合には点数が低くなるのです。点数が低くなっても、厚労省がそういう母子家庭は点数を上増ししてくれということを指導しているらしいのですけれども、実際に自治体に調査するとほとんどそれがやられてないのです。ですから、これはきちんと厚労省等を含めて実態調査する必要があると思いますけれども、決して母子は優先されていない状況、特に最も貧困で生活保護にかかるような状態である母子については、決して優先されていないということが言えると思います。

○白石主査 23区内のある区の保育課長の方が、実際、今の保育所というのは、鈴木専門委員がおっしゃったように、昼間のフルタイムを優先する傾向にあるので、パートの掛け持ちとか、生活保護に落ち込みそうな寸前の人たちが保育サービスを受けられない。結果として、サラリーマンの共稼ぎで2,000万ぐらいもらっているような世帯や公務員世帯の子どもたちが保育所に入っているとおっしゃっていました。

○記者 今の話はよくわかるんですけども、それはすべて「保育に欠ける」方の議論で、それはそれとしてあると思うんですけども、直接補助方式で、なおかつ「保育に欠ける」という要件が残った場合には、直接補助方式でも同じことが言えると思うので、その「保育に欠ける」という話は置いておいて、直接補助方式だけを考えた時に、確かに受け皿が十分にあるのであれば、母子家庭などでも弱者対策に直接補助方式はなると思うんですけども、今のように現実に待機児童がたくさんいる中で、どちらが入れるかわからないような中では弱者対策にならないのではないか。もし保育園に入れなかったら、お金のある人は奥さんが仕事を辞めたらいいという選択もあるでしょうけれども、そういう選択ができない方がはじかれるのはどうやって防ぐのかということなんです。

○鈴木専門委員 要するに、直接補助方式というのは、受け皿を拡大することが前提なのです。と言いますか、まさにそのためにやっているわけで、直接補助方式というのは認可保育所だけに使えるわけではないのです。直接補助ですから、受け取った人が認証に入れてもいいし、保育ママに預けてもいいし、いろんなサービスに使えるところがメリットなわけです。認可保育所にほとんど集中している補助金を、ほかのものにも使えるようにすると、今は補助金が全然おりにないで参入できないような業者がどんどん参入する。サービスの質を上げればお客さんが来てくれることになりますので、参入が促進されます。直接補助方式というのは、実は供給拡大を伴うことが1つの目的なのです。ということなので、「保育に欠ける」要件は自動的に外れるということをお前提としています。

○記者 朝日新聞の高橋と言いますけれども、霞が関の動きとは別にして、保育が自由化されることへの国民の不安は現実としてすごく高く、先ほどの議論で出ていた利用料の値上げも考えてもいいんじゃないかというお話があったんですけども、それに対しても後期高齢者医療制度などを見ている、かなり反発が強くなっていますが、その国民の理解とか賛成は得られるとお考えでしょうか。その辺はどのように見ていらっしゃいますか。

○白石主査 やはり誰しも既得権は守りたいもので、今、払っているよりも1割、2割上がることについては、相当抵抗感が強いと思います。ただ、私はどう考えても、0歳児で

コストに対して利用者負担が2割、それも入れた人たちだけが6年間その恩恵をこうむれて、それ以外の人たちが排除されるというのは、どうもおかしいと思うのです。

ですから、それは政治の意思決定・責任になると思いますけれども、利用料をどれぐらい上げていただければ、最終的にはどれぐらいパイが拡大するか。それによって、今は潜在化している人たちが、どれぐらい就業し、就業率を上げることができるのか、という姿を是非、消費税の値上げも同じだと思うのですが、最終的に利用者にとりだけの便益があるのだということを説明していただく責任も伴ってくるのではないかと思います。

私がもし利用者の立場であれば、上がるとなると相当抵抗感は強いと思います。しかし、現行のサービスを前提として上がるのか、それとも公立の保育園に比べて認証などはもっと柔軟に預かっているわけですね。利用料は高くなりますけれども、8時まで預かってくれる所が増えるとか、病気の時にも預かってくれるとか、やはり質の向上とサービスの多様性とセットで訴えていく必要があると思います。今のままでサービスが変わらないのに、利用料金だけは上がるとなると、誰も納得しないと思います。

○鈴木専門委員 それから、どういう層の負担が増えるかということが重要で、我々が主張している直接補助方式では、低所得者の保育料負担が現状よりも増えることはないのです。低所得者には手厚い補助が入ります。確かに、改革に反対する層としては、認可保育所に入っている人は低所得層がかなり多いですから、低所得層が反対する可能性はあるのですけれども、実は、それに対しては少なくともイーブンに、現状から増えないということにするのが、我々の改革案なのです。

もう1つ反対する可能性のある層は、認可保育所に入っている中所得、高所得者層で、これが3割ぐらいいるのですけれども、彼らにとっては改革で保育料が上がることになるので多分反対すると思います。しかし、もう1つ考えていただきたいのは、現在保育所に入れていない中所得、高所得層です。東京都で言うと、待機児童になったり、認証保育所に入ったり、あるいは無認可保育所に入っている層は既に相当高い保育料を払っているわけです。ここは補助金がほとんど入っていませんから。そういう意味では、彼らが直接補助という仕組みの中に入ってくると補助金を受けられますので、負担は下がる可能性が高いのです。ですから、今、認可保育所に入っている中・高所得層は恐らく上がるのですが、入れていない人が下がる可能性がありますので、全体として決して負担が上がるかどうかはわからないのです。

○白石主査 多分、今、入っている人たちの声は吸い上げやすいのですけれども、入りたいのに入れていない人たちの声はなかなか顕在化してこないと思います。今、認証の保育料が大体月6万円とかそのぐらいですね。それに対し、公立の保育園は高くても4万円とかそれぐらいではないですか。

○鈴木専門委員 実際には自治体や所得によって個別に違いますけれども、大体4万円です。

○白石主査 ですから、認証で6万円負担できる人たちもいる、それぐらい負担できている人たちもいるということです。

○記者 悪徳業者を事後規制では排除できないことに対して確認なんですけれども、こちら会議の考え方を教えてください。

○白石主査 こちらの主張としては、利用者評価をきちんとやろうということをやっと申し上げてきております。東京都なども第三者評価というものを既に先行しておやりになっていて、事業者自体がお金を払ってユーザー側などに評価してもらい、うちはきちんとしたサービスをやっています、利用者満足度を高めていますということを逆に売りにする制度なども東京都ではできているのです。

やはり、悪徳業者を100%排除していくのは現行制度のままでは困難で、きちんと監査するとか、抜き打ち検査を行うとか、ユーザー側が評価して、それを情報公開して、次の方たちが選ぶ上での目安にさせていただくという、これはありとあらゆる手だてが考えられると思うのです。

○鈴木専門委員 もう1つ追加ですけれども、現状の方が悪徳業者を排除しにくいということが言えると思います。なぜならば、ベビーホテルとか無認可保育所は補助金が入りませんので、補助金が入るからこそいろいろ監査をして文句が言えるわけです。でも、入っていない場合は、何を行政の文句を聞く必要があるのだということになるわけです。ところが、我々が主張している直接補助方式というものは、認可保育所以外にも国からの補助金を使って預けることができますので、補助金が入っていることを理由にして、悪徳な業者に対して指導することができ、むしろ規制強化ができるのです。悪徳業者の排除を担保しているという意味でも直接補助方式の方が優れていると思います。我々の提案は、そういう指導や、悪徳業者に対する規制をすることに関しては、積極的に考えています。それは、市場原理と別に矛盾するものではなくて、それは幾らでもやるべきことです。そういうものは、むしろ直接補助の方がやりやすいというところにポイントがあると思います。

○白石主査 金は出すけれども口も出すという方式だと思うのですが、これも昨年以降ずっと、悪徳業者の話が出るたびに、保育園で起こっている事故で何を原因として起こっているのか。例えば、面積要件が狭いから圧死というものが起こっているのか、職員が無資格だから起こっているのか、それとも、ほかの因果関係があったのかというような科学的根拠をお示しいただきたいということを申し上げているのですが、厚労省の方、いまだに

宿題は未提出でございますね。ずっとそういう議論はありましたね。

○鈴木専門委員 それから、もう1つ言えるのは、補助金が非常に集中的に認可に入っているのです。無認可などには一切補助金が入っていませんね。そういう状態で、一緒に競争することはほとんど不可能なわけです。そういう中で競争せざるを得ないので、補助金なしにコストを極限まで低めるということをするために、事故が起りやすくなるという可能性はあると思います。ですから、補助金が入るようになることによって、むしろ事故が少なくなる可能性が高いと私は思います。

○白石主査 格付けなどもあってもいいと思うのです。うちは、国の基準と、地方自治体が決めたこういう追加的な基準を満たしています、と発表する。ですから、結果としてそういう直接契約をする方が、選ばれるという意識も施設側に出てきますし、情報公開の度合いも今よりも進んでいくのではないかと思います。

○草刈議長 しかし、もう1つ、いわゆるバウチャー方式にしても、国ですべて、全国のものを監視する、管理するのは非常に難しいですね。だから、地方とのいわゆる共同の作業と言いますか、とにかく、それをやはりきちっとやらないといかぬと思うので、そういう意味でも、直接補助にすればやりやすくなるのではないかという気もしているのです。

それから、参考にするものとして、介護がありますね。介護保険制度では、私のおふくろもそうなのですが、要介護度1とか、2とか、3とかがありますね。そういう形で、非常にハンディキャップの多い人はバウチャーと言いますか、直接補助も必要度に応じて多くする。それから、割と裕福な層をどういうふうに扱うかというところで、そこにはやはり適正に払ってもらわなければならないということでしょう。そういう理解で良いのでしょうか。

○白石主査 はい。

○木場委員 どうぞ。

○記者 基本的なところで、直接補助方式に切り替えた時に、助成金あるいは補助金の総額はどんなように膨らむのか、あるいは削減できるのかという、その辺りの見通しと言いますか、見込みみたいなものは、今、何か出されているものはありますか。

○白石主査 鈴木論文が、先月、新聞記事でも紹介されましたね。

○鈴木専門委員 はい。それでは、後でお名刺をいただければお送りします。

○記者 今の話で、イメージとして増えるとか、減るとか、偏在をならすとか、御主張としてはどのようなものなんですか。

○鈴木専門委員 仮の例ですけれども、認可保育所を現状の供給量からこれ以上全く増やさないとすれば、直接補助にすれば必ず減ります。なぜかというと、保育料が上がりますので必ず減るのです。問題は、それではどれぐらい増やすかですけれども、厚労省が想定するような 100 万人増やしますと、現状よりも運営費金額は若干増えますが、補助金自体は増えません。具体的に、どれぐらいの金額かというのは後でお送りします。

○白石主査 今、記事を探しています。

○鈴木専門委員 ですから、供給量をそれだけ増やしても、補助金としては現状から少し減るぐらいということです。それを補うような収入が増えるとかいろんなことがあるわけですけれども、そういう結果です。

○記者 収入が増えるから、そんなに補助金を入れなくて済むという理屈なわけですね。

○鈴木専門委員 その分、補助金額が減るという理屈です。もう 1 つは、競争によってコストが安くなるということです。公立保育所は非常に高いコストでやっていますので、それは競争することになると下げざるを得ないことになります。

今回、私が少し懸念を持ったのは、大体 8,000~9,000 億円ぐらいの追加財源が必要だということはずっと厚労省は言っていましたが、その計算は 2 つの意味で非常に甘い気がします。1 つは地方単独です。さきほど朝川室長がおっしゃっていましたが、国の保育単価の分しか計算していないとのことです。これは、東京都の場合は保育単価の倍ぐらいの金額がかかっていますし、ほとんどの自治体は保育単価などではとてもやれませんが、何十%も上増ししてやっと今の状態を保っているということなのです。例えば、保育単価の person 費は、30 歳近辺の勤続年数 5 年程度の保育士をモデルとして、その賃金に人数分をかけて算出する。しかしながら、実際には、30 歳以上の保育士が多いので、年齢や勤続年数が高まるにつれて発生する賃金増は、全て地方の単独予算から捻出しなければならない。そうしますと、保育単価だけで 8,000~9,000 億円となりますと、実際に認可保育所をもっと増やそうとすると、それに 1.5 倍程度の上増しをしない限りは絶対に増えないと思いますし、それをしない限り、質は下がるのです。もし現状の保育単価だけでやれということになると、質の担保と言っていますけれども、この認可保育所並みの質の担保というのは絶対にできませんので、それが非常に懸念されると思います。

○白石主査 今回の鈴木先生のお話は、この参考資料の10ページ目に載っているグラフをご覧いただくと、東京都がいかに上乘せしているかがわかりやすいと思います。

○鈴木専門委員 もう1つは、どうも厚労省の試算にイニシャルコストは入っていないと思うのです。保育所をつくる時の、初期投資みたいもので、私立認可保育所については、施設整備交付金が支出され、また、公立保育所についても、用地や建物取得に初期費用がかかりますが、それはどうも計算に入っていないようなお話しぶりでしたので、実際にそういう財源が獲得できたとしても、彼らの思惑どおり、供給量が増やせるかどうかはかなり疑問だと今回思いました。

○草刈議長 だから、打ち出の小づちだけを頼りにしていても改革はできないというのが私たちの言いたいことなのです。

○鈴木専門委員 さらに懸念されるのは、財源がないと何もしない可能性があるということです。財源がなくてもこういう議論・検討を先に進めるということをしないのです。我々はずっとこうした公開討論をやっていますけれども、彼らは前回からずっと、財源がないと改革の議論は一切しないと切り切っていますので、それが非常に懸念されるところです。

○草刈議長 それは保育に限らず、医療もみんなそうで、とにかく金がなければ何もできないという話であって、2,200億円がどうのこうのという話になるから、やはり「出るを制する」ような、無駄を削っていくという発想がないと、これからやっていけないだろうと思うのです。そういう意味で、今日の話もまた、極めて進展がなかった。

○白石主査 今回、議論の基になりました、この少子化対策特別部会のメンバーの方は、それぞれ、やはり御実績のあるすばらしい方だと思うのですが、会議の方向性というのはどのメンバーを選定するかで相当誘導される面があります。ですから、議事録を読んでおられますが、直接契約、直接補助ということを議論の中で発言された方は少数いるのですが、今回の「基本的考え方」の中では直接補助と直接契約というものが分断されて、しかも「契約」しか残っていないということで、そこは非常に残念な点です。

すみません、先ほどの資料ですが、見当たらなかったということで、御入用の方には個別にお送りさせていただきたいと思います。

○木場委員 ほかにございますか。議長、何かございますか。

○草刈議長 結構です。

○木場委員 それでは、12時を回りましたのでそろそろ終了いたしますが、お帰りの際に、白石主査が関西大学の研究室で実施されました「認定こども園に関するアンケート調査」という冊子を皆様にお持ち帰りいただきたいと思います。出口のところでお渡しいたします。それでは、今日は最後までありがとうございました。お忙しいところ、ありがとうございます。

○草刈議長 どうも御苦勞様でした。

(以上)